

## 管理規程

### 埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百六十九条」を「第百六十九条の二」に改める。

第十一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二項中「、小児医療センター建設課長（以下「建設課長」という。）は同項第八号及び第十一号の帳簿を」を削り、「第八号」を「第七号」に、「第十一号」を「第十号」に改め、第三項中「第十二号」を「第十一号及び第十五号」に改め、第四項中「第九号」を「第八号」に、「第十号」を「第九号」に、「第十三号」を「第十二号」に、「第十五号」を「第十四号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、第五項中「第十四号」を「第十三号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、第六項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

第十五条中「、建設課長」を削る。

第三十八条第四号中「東京電力株式会社」を「東京電力パワーグリッド株式会社」に改める。

第五十一条第一項中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

第八十五条及び第八十六条中「、建設課長」を削る。

第八十七条中「物品のうち」の下に「取得価額が十万円以上、かつ、」を加える。

第八十八条、第九十一条、第九十二条の二、第九十三条、第九十五条、第九十七条、第九十九条、第一百一条、第八八条の二、第一百十条、第一百一十一条、第一百十二条、第一百十三条の二及び第一百三十一条中「、建設課長」を削る。

第五十条の表支出負担行為の項行為を行う者の欄中「及び病院建設部長（以下「建設部長」という。）」及び「及び建設課長」を削り、同項補助する者の欄中「及び建設部長」及び「及び建設課長」を削り、「所管の副課長」を「所管の技術幹、副課長」に改め、支出命令の項補助する者の欄中「所管の副課長」を「所管の技術幹、副課長」に改める。

第五十三條、第五十四條、第五十七條、第五十八條及び第五十九條中「、建設課長」を削る。

第百六十七條及び第百六十八條中「課長」を「副課長」に改める。

第百六十九條の次に次の一条を加える。

(当座借り越しの方法による一時借入れ)

第百六十九條の二 第百六十七條及び第百六十八條の規定にかかわらず、副課長である企業出納員は、予算内の支出をするため資金が不足すると見込まれるときは、管理者の決裁を経て出納取扱金融機関と当座借り越しの方法による一時借入れの手続きをすることができる。

2 前項の規定による一時借入れは、副課長である企業出納員が当座借越請求書を出納取扱金融機関の統轄店に送付することにより行うものとする。

3 当座借り越しの方法による一時借入金金の返済は、前条の規定にかかわらず、副課長である企業出納員が出納取扱金融機関の統轄店に支払証を送付することにより行うものとする。

第百七十六條中「、建設課長」を削る。

第百七十七條中「課長」を「副課長」に改める。

別表第一中

	公課費
--	-----

を

	公課費 貸倒損失
--	-------------

に、

	不用品売却 原価
--	-------------

を

			不用品売却 原価	
			貸倒損失	
			貸倒引当金	
			繰入額	

に改める。  
別表第四を次のように改める。

別表第四（第六十条関係）

執行伺の決裁及び合議区分

決裁及び合議 区分	決裁区分				合議区分
	管理者	局長	課長	病院の 長	課長
1 建設工事 の起工 (契約変 更を含む。)	5億円以 上	1億円以 上5億円 未満	1億円 未満	5億円 未満	1億円以上 (契約変更額 が当初契約金 額の5%以上 となる場合又 は契約変更額 の累計額が当 初契約金額の 5%以上とな る場合を含 む。)
2 建設工事 の設計、調 査、測量又 は監理の委 託	1億円以 上	1,000万 円以上 1億円未 満	1,000万 円未満	1億円 未満	1,000万円以 上
3 土地の買 入れ	7,000万 円以上	5,000万 円以上 7,000万 円未満	5,000万 円未満	7,000万 円未満	5,000万円以 上
4 重要、異例その他特殊な執行に係る伺書（固定資産の買入れにあっては執行 予定額が7,000万円以上の伺書）は、課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁 を受けなければならない。					
5 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減 額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものと する。					

別表第五を次のように改める。

別表第五（第百四十八条、第百四十九条の三、第百六十一条関係）

支出負担行為の決裁及び合議区分

区分  科目等	決裁区分				様式の区分  支出負担行為 決議書 支出伝票又は 振替伝票	合議 区分  課長
	管理者	局長	課長	病院の 長		
1 現金の 支出を伴 うもの  (1) 給 与費 給料、手 当、報 酬、賃 金、退職 給付費、 法定福 利費						
(2) 材 料費 薬品費、 診療材 料費、給 食材料 費等						
医療消 耗備品					(100万)	

費					円未満 のもの )	
(3) 経 費 厚生福 利費、賃 金、報償 費、旅費 交通費、 交際費、 光熱水 費、保険 料、通信 運搬費、 諸会費、 公課費						
職員被 服費、消 耗品費、 消耗備 品費、燃 料費、食 糧費、印 刷製本 費、修繕 費、雑費					(100万 円未満 のもの )	
賃借料	100万円 以上	100万円 未満			(テレビ 受信料、 会場使用 (借上) 料、寝具	1,00 0万 円以 上

					借上料、 自動車使 用料、不 動産の借 入れに係 る長期継 続契約に よるもの 及び100万 円未満の もの )	
委託料 ( 施 設の 維持 に係 るも の )		1,000万 円以上	1,000万 円未満			1,00 0万 円以 上
( そ の他 )		200万円 以上	200万円 未満			1,00 0万 円以 上
負担金 補助及 び交付 金					( 会議用 負担金、 研修参 加者負 担金及 び建物 の共益	



					費に係る負担金)	
(4) 研究研修費 研究材料費、図書費、研究雑費					(100万円未満のもの)	
謝金、旅費						
(5) 建設改良費 施設増改築工事費 (解体等に係る工事を含む)	5億円以上	1億円以上5億円未満	1億円未満	5億円未満	(事務経費で100万円未満のもの)	1億円以上
うち委託に係るもの	1億円以上	1,000万円以上1億円未満	1,000万円未満	1億円未満		1,000万円以上
(6) 固定資産購入費	7,000万円以上	5,000万円以上7,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円未満	(100万円未満のもの)	7,000万円以上

うちリー ス資産		100万円 以上	100万円 未満			1,00 0万 円以 上
(7) 企 業債償 還金、支 払利息 及び企 業債取 扱諸費						
(8) そ の他の もの						
2 現金の 支出を伴 わないも の						

- 備考 1 印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
- 2 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約(単価契約に該当するものを除く。)によるものについては、支出負担行為決議書を使用するものとする。
- 3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。
- 4 この表の定めにかかわらず、単価契約したものについては、支出伝票又は振替伝票を使用することができる。
- 5 この表の定めにかかわらず、支出伝票又は振替伝票を使用する場合は、課長又は病院の長の決裁とする。
- 6 支出負担行為の変更に係る決裁については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額による。

別記の表中

66	予備費充当計算書	164	
----	----------	-----	--

のト」

66の2	当座債越請求書	169の2	
------	---------	-------	--

を加える。

様式第四十一号中「(き損)」を「(毀損)」に、「除権判決」を「除権決定」に改める

様式第六十六号の次に次の様式を加える。

様式第六十六号の二

当座借越専用口座・口座番号							当 座 借 越 請 求 書								
							(当座借越専用口座)								
年 月 日							返済予定日		年 月 日						
							埼玉県病院局経営管理課企業出納員							印	
金 額			拾億		百万			千			円				
上記請求金額を指定口座に入金してください。															

附 則

( 施行期日 )

この規程は平成二十九年四月一日から施行する。